



〔商品概要説明書〕

<相続定期貯金>

(令和2年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・相続定期貯金
2. 募集期間	・令和2年4月1日から令和2年9月30日まで ※大幅に金利が変動したときは、条件の変更やお取扱いを中止させていただく場合がございます。
3. 販売対象	・管内在住または管内企業に勤務している方で、相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人のお客様
4. お申し込み	当JAの窓口(ATMではお取扱いいたしません。)
5. 手続必要書類	ご本人様確認資料・お届け印のほか、下記の書類のいずれかが必要となります。 (当JAで相続手続きをされた方は、下記の確認書類は不要です。) 1. 遺産分割協議書の写し 2. 金融機関に提出した依頼書等の写し 3. 相続関係が証明されている戸籍謄本の写し 4. 遺言書(公正証書遺言または自書署名遺言で検認済のもの)の写し ※上記確認書類の他に、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写しが必要となります。 ※不動産や株式等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類をお持ちください。 ※死亡共済金(保険金)を原資とする場合は、死亡共済金(保険金)であることが確認できる書類をお持ちください。(当JAからの受取共済金の場合は不要です。)
5. 対象商品	・大口定期貯金
6. 預入期間	・1年(自動継続)
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1000万円以上、相続資金の範囲内(新規契約) ・1円単位
8. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
9. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭に表示しています。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・当該貯金は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。

<p>12. 中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） C 約定利率 － $\frac{\hspace{10em}}{\hspace{10em}}$ 預入日数</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率 － 約定利率×30% （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） B 約定利率 － $\frac{\hspace{10em}}{\hspace{10em}}$ 預入日数</p> <p>(注)基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
<p>13. 貯金保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0183-78-2223）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA こまち